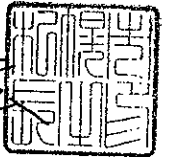


札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように制定する。

令和7年12月16日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第 66 号

札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第34号）の施行期日は、令和7年12月25日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。